



ホテルを「町の虫」に制定すること に関する請願

申請者 那珂西・岩根環境保全連合会会長 石川 丈幸
ななかいの里生産研究部会 会長 盛田 守
(代表者) 御前山と那珂川を活性化する会

住所 城里町阿波山806

氏名 会長 安藤 栄一



他区長 32 名


紹介議員

住所	城里町鋸高野143
氏名	会長 秀範 



令和 5 年 8 月 23 日

城里町議会議長 様

申請者 那珂西・岩根環境保全連合会会長 石川 丈幸
ななかいの里生産研究部会 会長 盛田 守
(代表者) 御前山と那珂川を活性化する会
住所 城里町阿波山806
氏名 会長 安藤 栄一 
他区長 32 名

件名 **ホタルを「町の虫」に制定すること** に関する請願

1 請願の要旨

城里町全域に生息するホタルによって町の知名度を上げるとともに 日本固有種であり準絶滅危惧種でもあるホタルの保護意識を高めるためホタルを「町の虫」に制定すること

2 請願の理由

- ホタルは日本に 50 種生息している。そのうち東日本で発光するホタルは「ゲンジホタル」「ヘイケホタル」「ヒメホタル」の 3 種のみであり
そのうちゲンジホタルは日本固有種である →別紙資料
- ゲンジホタルは茨城県では準絶滅危惧種に指定されている
そのゲンジホタルが城里町全域に生息している→別紙分布図参照
- ホタルの生息は 城里町の水質や自然環境が良いことを示している
- 小規模ながら町内各地でホタルの保護活動を継続している
- ホタルを「町の虫」に制定することは 城里町の総合計画後期基本計画の
3<<産業分野>>の第 3 節「観光・レクリエーションの振興」の中の【観光資源の向上】
に該当する
同じく 5 <<環境分野>>の第 1 節「自然環境の保全」に該当する
- 青森市・喜多方市・秋田東成瀬村・宮崎県小林市のみが自治体の虫として制定している。
中途から指定した自治体は見当たらない。画期的である。

以上のとおり請願いたします

ホタル【螢 火垂 星垂】について

種類	世界に2700種 日本に50種 幼虫はほとんどの種が発光するが 成虫は東日本では「ゲンジホタル」「ヘイケホタル」「ヒメホタル」のみ発光		
生態	水に棲むホタル		陸に棲むホタル
	「ゲンジホタル」	「ヘイケホタル」	「ヒメホタル」
体長	15mm前後	8mm前後	7mm前後
場所	流水域 小川	止水域 水田・沼	森林や草地
出現	5月末～6月初め	5月～9月	5月～6月
産卵	一匹で500～1000	50～100	卵の時から光る
孵化	30～40日	20日くらい	幼虫に
幼虫	カワニナ・モノアラガイ・タニシを餌にする		カタツムリ・キセルガイ
脱皮	5回	4回	
蛹	春に土に潜り3週間くらいで蛹になる		
羽化	蛹から10日くらいで成虫になる		
発光	卵 幼虫ともに発光する 発光間隔が長い(2～4秒) ヘイケは短い(1～2秒)		黄みを帯びた光
分布	東日本～九州 日本固有	東日本～朝鮮 東シベリア	東北～九州
	オス	メス	
体長	メスよりやや小さい	オスよりやや大きい	メスはオスより小さい
発光器	2本	1本	メスは飛べない
	明るくよく飛ぶ	あまり飛ばない草陰にいる	

- ゲンジホタルの発光時間は 関西 2秒 中部 3秒 関東 4秒と地方差がある
明かるかったり気温が高いと発光時間が短くなる
- 成虫の移動は不適應をおこした商業化により激減している
- カワニナに似た外来種のコモチカワツボを餌にすると光らなくなり絶滅(例:塩原螢ヶ谷)

こぼれ話

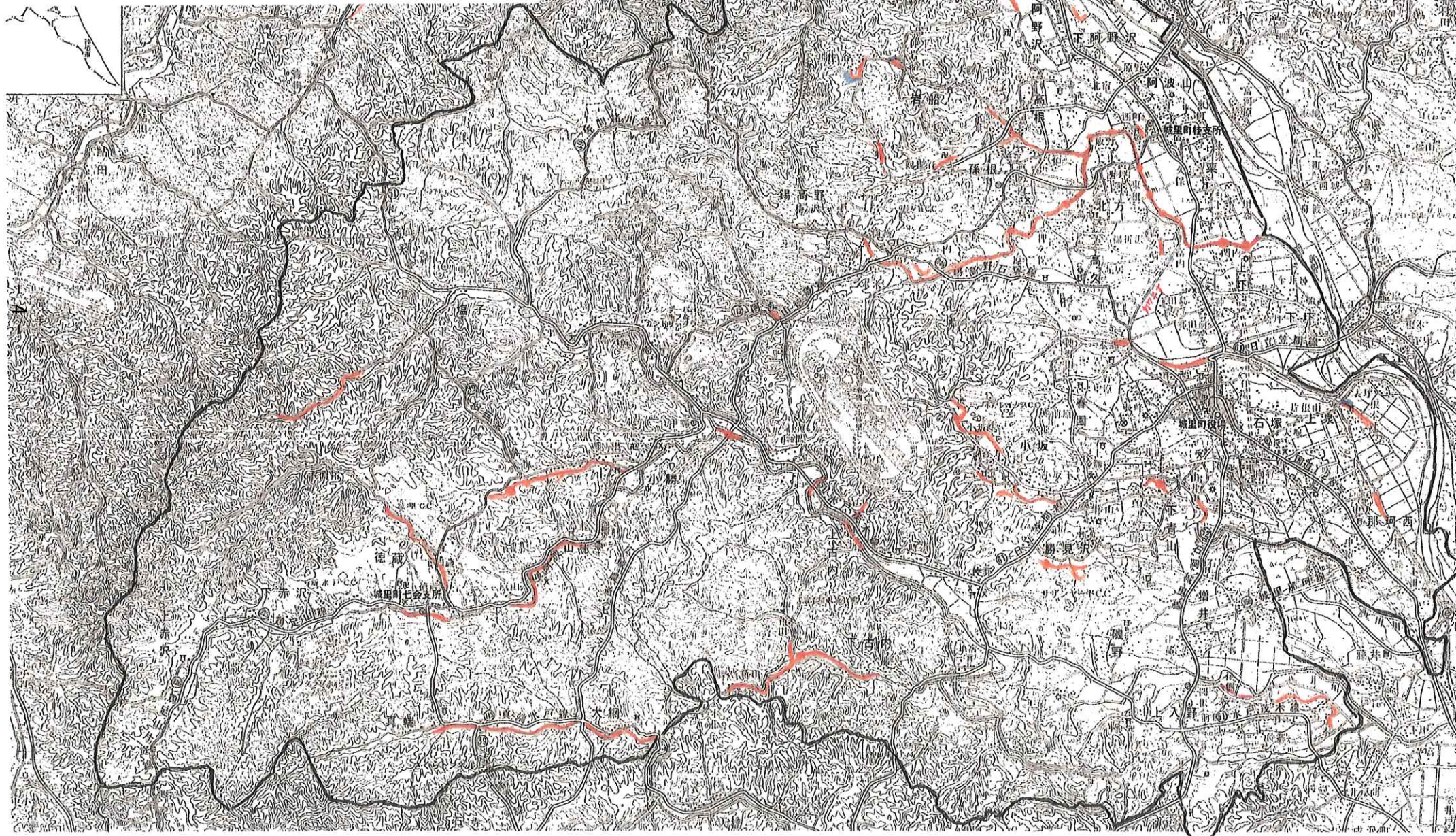
- 【日本書紀】に「螢火の光神や螢火」と螢の字が使われている
 - 【「靈魂化虫」と言い、先祖(死者)の魂だから捕まえてはいけない
 - 【ゲンジホタル】は ※日本固有種で 日本にだけ生息している
 - 【言い伝え】捕まえると不幸が来る 捕まえた手で目をこすると見えなくなる
 - 【螢の別名】草虫 夏虫 火借草 ほたるめ(茨城弁)
 - 【螢の故事成句】螢二十日に蟬三日 螢雪の功
 - 【ホタルの名のつく生物】ホタルブクロ ホタルカツラ ホタルイカ ホタル石
- ※日本固有種 日本にだけ生息する生物
例:ノウサギ ヤマドリ カジカガエル ヒキガエル アオダイショウ サワガニ ニゴイ

城里町のホテルの分布

調査期間 令和5年5月19日～ 調査中

調査員 城里町在住 大越 三男 外4名

■ ゲンジホテル ■ ヘイケホテル





教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める陳情

城里町 議会議長 阿久津 則男 様

2023年8月2 | 日

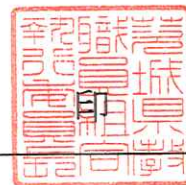
団体名 茨城県教職員組合

住 所 茨城県水戸市笠原町978-46 茨城教育会館2F

TEL 029 (301) 0221

陳情代表者 茨城県教職員組合 執行委員長

氏名 中山 幸男



ほか 70 名

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための

政府予算に係る意見書採択を求める陳情

陳 情 趣 旨

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられました。小学校だけに留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において下記の陳情事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

陳 情 事 項

1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、政府への意見書の提出を求めます。